

償却資産（固定資産税）申告の手引



法定提出期限：1月31日

八女市

日頃より市税につきましてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

償却資産の申告は、資産を持つすべての事業者の方が対象です。資産がない場合でも、申告書の提出をお願いします。

固定資産税は、土地・家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。

償却資産の所有者は、申告年度の1月1月（賦課期日）現在の状況を、資産所在地の市町村長に申告していただく必要があります。（地方税法383条の規定）

この「申告の手引」を参考に申告書を作成のうえ、期限までにご提出をお願いします。

【目次】

第1 償却資産の申告について

1 申告していただく方	1
2 申告の方法と提出書類	1
3 提出期限	2
4 提出先	2
5 申告されない方、虚偽の申告をされた方	2
6 実地調査等のお願い	2
7 電子申告	2

第2 償却資産のあらまし

1 償却資産の範囲	3
(1) 償却資産とは	3
(2) 償却資産の種類	3
(3) 特に注意を要する申告の対象となる資産	4
(4) 家屋の附帯設備(建築設備)における家屋との区分	6
(5) テナント等が設置した家屋の附帯設備	6
2 国税との主な違い	7
3 償却資産の評価方法	8
4 非課税となる資産	8
5 課税標準の特例	8
6 納税義務者等について	9
7 償却資産(Q&A)	9

第3 償却資産申告書の書き方

記載例1 償却資産申告書（償却資産課税台帳）	10
記載例2 種類別明細書（増加資産・全資産用）	11

第1 償却資産の申告について

1 申告していただく方

申告年度の1月1日現在、八女市内に事業用の償却資産を所有している法人又は個人。

例えば、工場、商店、アパート、駐車場、事務所、事業用の設備などを所有している方が該当します。

なお、1月1日以降、廃業などで事業を廃止された場合であっても、1月1日現在で事業用資産を所有されていれば、当該年度の課税対象になります。 ⇒土地・家屋以外の事業用資産が償却資産です。

2 申告の方法と提出書類

「申告書」と「種類別明細書」を提出してください。申告書は課税標準額が150万円以上の方のみ送付し、課税標準額が150万円未満（免点未満）の方には返信用ハガキを送付しております。免点未満で資産に変更がない方は、ハガキの返信をもって当該年度の申告とします。

本年度から初めて申告される方（初めて申告書が届いた方）

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（増加資産・全資産用）
注 意 点	・申告年度の1月1日現在、八女市内に所有している償却資産を全て申告してください。 ・償却資産をお持ちでない方は、申告書の備考欄に、「該当資産なし」と記入してください。
記 載 例	10～11ページ

前年度に申告されている方

※ 前年度までに申告された全ての資産は、同封の種類別明細書（増加資産・全資産用）に印字されています。（自社の電算処理で、全資産を申告されている一部の方（申告書申告）は印字されていません。）

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（増加資産・全資産用）
注 意 点	・前年中に増加・減少した資産を、それぞれ種類別明細書に記入してください。 ・前年以前に取得した申告漏れ資産、移動してきた資産は種類別明細書（増加資産・全資産用）に記入してください。 ・増加、減少した資産がない場合は、申告書の備考欄へ「資産の増減なし」と記入してください。
記 載 例	10～11ページ

廃業、解散、営業譲渡された方

提出書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（増加資産・全資産用）
注 意 点	・申告書の備考欄にその旨を記入してください。 ・営業譲渡された方は、譲渡先も記入してください。
記 載 例	10～11ページ

3 提出期限

毎年1月31日（申告期限が土曜日または休日にあたる時は、休日等の翌日とその期限となります。）
※事務処理の都合上なるべく1月の中旬までに提出していただきますようご協力をお願いします。

申告書を郵送提出される方で、受付印押印後の申告書控えを希望される方は、返信用 切手・封筒を必ず同封してください。

4 提出先

＜提出先＞

八女市役所 税務課 固定資産税係	TEL 0943-23-1112
黒木支所 市民係	TEL 0943-42-1113
立花支所 市民生活福祉課	TEL 0943-23-4932
上陽支所 市民生活福祉課	TEL 0943-54-2218
矢部支所 市民生活福祉課	TEL 0943-24-9142
星野支所 市民生活福祉課	TEL 0943-52-3113

＜郵送先＞

〒834-8585

福岡県八女市本町647番地

八女市役所 税務課 固定資産税係

＜問合せ先＞

八女市役所 税務課 固定資産税係

TEL 0943-23-1112 FAX 0943-24-3704

5 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなくて申告されない場合は、地方税法第386条により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて、延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

なお、課税処理は現年度だけでなく過年度に遡及することがあります。

6 実地調査等のお願い

申告書受付後、地方税法に基づいて実地調査・簡易調査（固定資産台帳を郵送していただく調査）を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。また、実地調査に伴い、遡及して修正申告をお願いすることがありますのでご了承ください。

7 電子申告について

八女市ではインターネット（eLTAX「エルタックス」）を利用した償却資産の申告を受け付けています。エルタックスをご利用いただくことで、自宅やオフィス等からも申告ができます。

詳しい内容や手続きについては、eLTAXホームページ（<http://www.eltax.jp/>）でご確認ください。

第2 償却資産のあらまし

1 償却資産の範囲

(1) 償却資産とは

固定資産税の課税客体である償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものです。

これに類する資産で、法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。

ただし、鉱業権・特許権・営業権その他の無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の課税客体である自動車・軽自動車等は除かれます。

なお、「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

(2) 償却資産の種類

資産の種類		具 体 例
1	構 築 物	門、フェンス、広告塔、煙突（独立のもの）、路面舗装、焼却炉、屋外配線、庭園、緑化施設、側溝、井戸、パイプハウス、ガラスハウス、店内改装など
	建 物 附帯設備 (建築設備)	① プレハブ等の建物で、基礎がない又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物 ② 建築設備のうち償却資産として扱うもの（5ページ参照） ③ 賃貸ビル等の家屋に附加された建築設備・内装は、償却資産として申告してください。
2	機 械 及 び 装 置	旋盤、スライス盤、ボール盤、溶接機等の製造加工機械、土木建設機械、クレーン、印刷機械、クリーニング設備、機械式駐車場設備、太陽光発電設備、その他産業機械及び装置など
3	船 舶	一般船舶、漁船、貨物船、モーターボート、ヨット、遊覧船等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト等の大型特殊自動車 トロッコ、手押し車など、その他運搬車 ※自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは該当しません。
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	測定工具、検査工具、取り付け工具 机、いす、ロッカー、カウンター、応接セット、テレビ、音響機器、冷暖房器具、冷蔵庫、厨房機器、洗濯機、カーテン、じゅうたん、コピー機、パソコン、陳列ケース、自動販売機、電話機など事務通信機器、看板、ネオン、金庫、レジスター、監視カメラ、消火器、医療機器、理美容機器、娯楽・スポーツ器具、室内装飾品等

(3) 特に注意を要する申告の対象となる資産

① 大型特殊自動車と小型特殊自動車の課税について

・大型特殊自動車については償却資産の課税客体となります。該当する車両については下記のとおりです。

道路運送車両法施行規則 別表第1（大型特殊自動車の説明用に加工したものです）

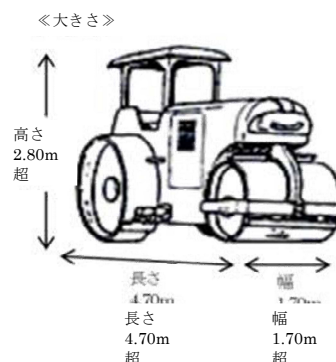
自動車の構造及び原動機			自動車の大きさ			自動車の種別	償却資産
			長さ	幅	高さ		
一	イ	ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ、モータスイーパー、ダンパ、ホイールハンマ、ホイールブレーカ、フォークリフト、フォークローダ、ホイールクレーン、ストラルドキャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	小型特殊自動車	対象外（※1）
		左に掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15 km/時を超えるもの				大型特殊自動車	対象
		左に掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当しないもの					
	ロ	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	—	—	—	小型特殊自動車	対象外（※1）
		左に掲げる自動車であって、最高速度35 km/時以上のもの			大型特殊自動車	対象	
二	ボルトレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車					大型特殊自動車	対象

上表“イ”に該当する自動車は、最高速度15 km/時、長さ4.70m、幅1.7m、高さ2.80mの4つの条件を1つでも超えると大型特殊自動車となり償却資産の対象となります。

上表“ロ”に該当する自動車の場合は、大きさは問わず最高速度が35 km/時以上であれば大型特殊自動車となり償却資産の対象となります。

※1 小型特殊自動車は、軽自動車税の対象となります。別途、軽自動車税の申告が必要です。詳しくは各市（町）の固定資産税担当へご連絡ください。

■ : 申告の対象となる部分 □ : 申告の対象とならない部分



② 太陽光発電設備 事業用資産の太陽光発電設備は償却資産の対象となります。

区分	出力10kW以上の太陽光発電設備	出力10kW未満の太陽光発電設備
個人設置（住宅用）	事業用資産となり課税対象	住宅用設備となり課税対象外
個人設置（事業用） 法人設置	事業用資産となり課税対象	

※出力 10kW以上はすべて事業用資産となり課税対象です。（課税標準の特例に該当）
余剰売電、全量売電の契約にかかわらず事業用資産の発電設備は課税対象です。
事業用と住宅用の双方に利用されている場合、利用割合にかかわらず全て事業用資産となり課税対象です。



- ③ 決算以降に取得された資産未だ固定資産に計上されていない資産
- ④ 建設仮勘定の資産
建設仮勘定の経理資産であっても、その一部又は全部が1月1日現在、事業の用に供している資産
- ⑤ 簿外資産
会社の帳簿に記載されていないが、事業の用に供することができる資産
- ⑥ 資本的支出
改良費のうち、資本的支出として資産計上した資産（本体部とは別に新たな資産の取得として扱います。）
- ⑦ 遊休未稼働資産
現在稼働していないが、事業の用に供しうる状態にある資産
- ⑧ 貸付資産
資産の所有者が、事業を行う他の者に貸し付けている事業用資産（貸し付けを業としている場合は、事業・非事業にかかわらず申告してください。）
- ⑨ 少額の減価償却資産（下図参照）
地方税法上の規定に基づき、償却資産の申告の対象から除外される少額資産は以下のものです。
- ・使用可能期間が一年未満であるもの、または、取得価額10万円未満の資産のうち「一時に損金算入」したものの
 - ・取得価額20万円未満の資産のうち「3年間で一括償却」したものの
 - ・法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定する「リース資産で取得価額20万円未満」のもの
- ※ 租税特別措置法を適用して損金算入した資産は、償却資産の申告の対象となります。
また、取得価額10万円未満の資産であっても個別に減価償却しているものは、償却資産の申告の対象となります。

	個別に減価償却しているもの		
(取得価格) 30万円未満	中小企業者等の少額資産特例 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5 など)		
20万円未満	リース資産 (20万円未満) (法人税法第64条の2 第1項、所得税法第 67条の2第1項)	3年で一括償却 (法人税法施行令第133条の2第1項、 所得税法施行令第 139条第一項)	一時に損金算入 (法人税法施行令第133条、 所得税法施行令第138条)
10万円未満			

■ : 申告の対象となる部分

□ : 申告の対象とならない部分

- ⑩ リース資産
リース資産の内、資産の所有権が移転しないリース（所有権移転外リース）については、原則として、その資産の所有者であるリース会社に申告義務があります。
リース会計基準の変更により、税務会計上は売買取引として取り扱われますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のとおり申告義務はリース会社にあります。
ただし、前図のとおり取得価額が20万円未満の場合は課税客体とはなりません。
- ⑪ 割賦購入資産
割賦金を完済していないものでもすでに事業の用に供している資産。売主が所有権を保留している場合でも、買い主の方が申告してください。
- ⑫ 減価償却を行っていない資産
赤字決算などのため減価償却を行っていない場合でも、本来減価償却が可能な資産。

⑬ 償却済資産

すでに減価償却を終わり、最低限度額（1円）のみとなっている資産。

⑭ 即時償却資産

固定資産税（償却資産）では、「即時償却」が認められません。通常の資産と同様に扱われます。耐用年数は、法定の耐用年数となります。

⑮ 信託会社より譲渡を条件に賃貸されている資産

当該資産については借受人が納税義務者とみなされますので、借受人の方より申告してください。

(4) 家屋の附帯設備（建築設備）における家屋との区分

家屋の附帯設備で償却資産の対象となる資産については、下表の例示を参考にしてください。家屋との区分の判断が困難な場合は、税務課固定資産税係までお問い合わせください。

区 分	家屋に含めるもの	償却資産として取り扱うもの
電気設備	電燈・コンセント配線設備、電話配線設備、盗難非常通報装置、テレビジョン共同聴視設備、火災報知設備、出退表示設備、ナースコール設備、呼出信号設備等	自家発電設備、受変電設備、動力配線設備、事業用LAN配線、ネオンサイン、投光器、中央監視装置、マイクロホン、スピーカー、スポットライト、インターホーン器具、電話機、ミキサー、交換機、屋外電気設備等
給排水衛生設備	給水設備、排水設備、中央式給湯設備、衛生設備、セントラルバキュームクリーナー等	屋外給水設備、屋外配水設備、屋外水道管、屋外排水管、独立煙突、独立煙道、独立した給水塔、公衆浴場の元釜、補助釜、元釜槽、井戸、浄化槽等
ガス設備	屋内支管、排気筒、カラン（使用口）等	屋外供給本管・設備等
空調設備	空調・冷暖房・排気設備、換気扇、天井扇、ベンチレーター等	ルームエアコン（天井埋込み型を除く）等
その他	避雷設備、自動扉設備、エレベーター、エスカレーター、事務用ベルトコンベア設備、ダムウェーター、固定椅子、金庫扉、テラス、ポーチ等	洗濯設備、厨房設備、テント、取り外しの容易な簡易間仕切、POSシステム、カーテン、ブラインド等

※家屋とは、一般的に屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した構造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいいます。

「家屋に含めるもの」であっても、**特定の生産又は事業の用に供する設備は償却資産の申告の対象**になります。

(5) テナント等が設置した家屋の附帯設備

家屋の附帯設備の内、家屋の所有者以外のテナント（入居者）等が、その事業の用に供するために取り付けたもの（特定附帯設備）は、上記の区分に関わらず、家屋に属する部分も含めて償却資産の申告の対象となります。

特定附帯設備を取り付けた方が申告を行ってください。

2 国税との主な違い

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い
償 却 計 算 の 期 間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減 価 償 却 の 方 法	定率法のみ ※減価率は、固定資産評価基準別表第15に規定 法人税法等の旧定率法で用いる償却率と同様	建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制 〔定率法の場合〕 ・平成24年4月1日以降に取得された資産「200%定率法」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産「250%定率法」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産「旧定率法」を適用
前年中の 新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
増 加 償 却 （所得税法・法人税法） （注）	認められます	認められます
評価額の最低限度額	取得価額の5%	備忘価額（1円）まで
改 良 費	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則として区分評価 （一部合算評価も可）
一 括 償 却	認められます （申告対象外）	認められます
即 時 償 却 （租税特別措置法）	認められません （申告対象）	認められます

（注）旧法人税法施行令第60条の2の規定による陳腐化資産（耐用年数の短縮）または旧所得税法施行令第133条の2の規定による増加償却を適用した資産がある場合は、税務署長または国税局長に提出した届出または承認申請書の写しを申告の際添付してください。これらの資産については、税務計算の取り扱いに準じて評価額が算出されます。

3 償却資産の評価方法

- ① 償却資産ごとに、下記の計算式により「評価額」を計算します。
- ② 「評価額」の合計＝「決定価格」＝「課税標準額」になります。
ただし、課税標準額の特例が適用となる場合は、
「決定価格」－課税標準の特例減少額＝「課税標準額」となります。

【評価額の計算式】

前年中に取得した資産の評価額	前年前に取得した資産の評価額
取得価額×(1-r×1/2)	前年度評価額×(1-r)
＝取得価額×A	＝取得価額×B

r：耐用年数に応ずる減価率 A：減価残存率前年中取得 A欄の率 B：減価残存率前年取得 B欄の率

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得額の5%が評価額となります。

減 価 残 存 率 表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年取得			前年中取得	前年取得			前年中取得	前年取得			前年中取得	前年取得
		A	B			A	B			A	B			A	B
2	0.684	0.658	0.316	7	0.280	0.860	0.720	12	0.175	0.912	0.825	17	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464	8	0.250	0.875	0.750	13	0.162	0.919	0.838	18	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562	9	0.226	0.887	0.774	14	0.152	0.924	0.848	19	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631	10	0.206	0.897	0.794	15	0.142	0.929	0.858	20	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681	11	0.189	0.905	0.811	16	0.134	0.933	0.866	21	0.104	0.948	0.896

(注) 耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表1、2、5、6が適用されますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

中古見積耐用年数……同省令第3条第1項の規定により見積もった耐用年数

短縮耐用年数……法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受けた耐用年数

4 非課税となる資産

地方税法第348条に該当する償却資産は、固定資産税が課税されません。新たに取得された場合は「種別明細書(増加資産・全資産用)」の摘要欄に該当事項を記載し、添付書類と共に提出してください。

5 課税標準の特例

地方税法第349条の3並びに同法附則第15条の規定により次に掲げる償却資産(抜粋)については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当資産をお持ちの方は「種別明細書(増加資産・全資産用)」の摘要欄に該当条項を記載し、添付書類と共に提出してください。

6 納税義務者等について

- (1) 納税義務者
毎年1月1日現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。
- (2) 課税標準
毎年1月1日現在の償却資産の価格の合計額が課税標準額となります。
- (3) 免税点
償却資産の課税標準額（全資産の合計額）が、150万円未満の場合は課税されません。
- (4) 税率・税額
税率は、1.6/100です。

※土地、家屋をお持ちの場合は、それぞれの課税標準額を合算してから1,000円未満を切り捨てます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \hline \text{(1,000円未満切捨て)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \frac{1.6}{100} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税 額} \\ \hline \text{(100円未満切捨て)} \\ \hline \end{array}$$

7 償却資産 (Q&A)

Q. 税務署に確定申告をしていますが、八女市に申告する必要がありますか？

A. 確定申告は、国税の計算を行うために申告するもので、償却資産の申告は、市税の固定資産税の計算を行うために申告するものです。それぞれの内容に応じてご申告していただく必要があります。

Q. 償却資産の取得価格を算定する場合、消費税はどのように扱えばよろしいですか？

A. 償却資産の取得価格は、事業者が法人税又は所得税において、税抜経理方式を採用している場合は消費税を含まない金額となり、税込経理方式を採用している場合には含んだ金額となります。

事業者の区分	税務会計における固定資産の取得にかかる取引の経理方式	償却資産の取得価格における消費税の取扱い
免税事業者※	税込経理方式	取得価格に含める
課税事業者	税抜経理方式	取得価格に含めない (仮払消費税とする)
	税込経理方式	取得価格に含める

※基準期間（個人事業者の場合は前々年、法人事業者の場合は前々事業年度）における課税売上高が、1,000万円以下の事業者については、その課税期間の納税義務が免除されます。なお、消費税の免税事業者には、経理処理について税込・税抜経理の選択適用は認められず、税込経理方式のみによるものとされています。

Q. 申告の対象にならない資産はどのようなものがありますか？

- A. 償却資産として申告の対象にならないものは、次のような資産です。
- (1) 自動車税、軽自動車税の課税対象となるべきもの（例：トラクター・コンバイン等）
 - (2) 無形固定資産（例：ソフトウェア、特許権、営業権等）
 - (3) 繰延資産
 - (4) 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
 - (5) 取得価額20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- ※ここに掲げているものは一例です。

Q. 資産の増減や異動がなく、昨年と同じ申告内容でも申告は必要ですか？

A. 申告は必要です。
申告書の右下の「備考」欄に「該当資産なし」の旨をご記入ください。

第3 償却資産申告書の書き方

記載例 1

平成 年度 償却資産申告書

受付印 平成 年 月 日
八女市長殿

※所有者コード

1 住所	834-8585 ①福岡県八女市本町647番地	3 個人番号又は法人番号	③	4 事業種別	④ 農業 (資本金等の額) (40 百円)	8 従前前年度からの取得	有 添
2 氏名	やめ たろう ② 八女 太郎 様	5 事業開始年月		6 この申告に回答する者の係及び氏名	④ 同左 (電話 0943-23-)	9 増減の届出	有 添
		7 税理士等の氏名	⑤			10 非課税資産	有 添
						11 課税課率の種別	有 添
						12 課税課率又は課税課率	有 添
						13 課税課率上の償却方法	定率法 定率法
						14 青色申告	有 添

資産の種類	取得価額			
	前年以前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 建物	⑩ 3,500,000		⑧ 0	⑨ 3,500,000
2 機械及び器具	1,100,000		⑧ 5,000,000	⑨ 1,600,000
3 船舶				
4 航空機				
5 自動車及び軽自動車	1,200,000			⑨ 1,200,000
6 工業用器具及び機械		⑦ 800,000		⑨ 800,000
7 合計	⑥ 15,700,000	⑦ 800,000	⑧ 5,000,000	⑨ 19,900,000

15 市町村内における事業所得資産の所在地

① ① 八女市本町647番地

16 借入資産 (有 無)

① 借主の氏名等

① 株式会社

17 事業所得資産の所有区分

自己所有・借入

18 借入(法外償却等)

八女市

償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方

- ① 住所 住所（又は納税通知書送達先）及び電話番号を記載してください。
- ② 氏名 氏名を記載し、ふりがなを付して押印してください。また、個人の場合は屋号、法人の場合は通常呼称される本店・営業所名を記載してください。
- ③ 個人番号又はマイナンバー（個人番号・法人番号）を記入してください。
は法人番号
- ④ この申告に回答する者の係及び氏名 この申告について、直接応答できる方の係及び氏名、電話番号を記載してください。
- ⑤ 税理士等の氏名 関与税理士の氏名、電話番号を記載してください。
- ⑥ 前年以前に取得したもの（イ） 前年までに申告された資産の合計です。
今年初めて申告される方は“0”になります。
- ⑦ 前年中に減少したもの（ロ） 前年中に減少（売却・減失・移動）したものの取得価額を記載してください。
今年、初めて申告される方は、記載しないでください。
- ⑧ 前年中に取得したもの（ハ） 前年中に増加（新品取得・中古品取得・移動による受け入れ）したものと及び前年以前に申告漏れになっていたものの取得価額を記載してください。
- ⑨ 計((イ)-(ロ)+(ハ)) 毎年1月1日現在の全資産の取得価額を記載してください。
- ⑩ 市(区)町村における事業所等資産の所在地 八女市内の資産の所在地を記載してください。
- ⑪ 借入資産 借入資産の有無について該当するものを“0”で囲んでください。
借入資産がある場合は、貸主の氏名を記載してください。

平成 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										八女市	
所有番号コード												1 数値	
1234567												1 数値	
行番	資産コード	資産の名称等 (20字以内)	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	新 価	減価償却率	減価償却額	残価	増減事由	備 考
				年	月								
01	1	アスファルト舗装	1	4	21	2	3,000,000	10				1-2 3-4	
02	1	ブロック塀	1	4	21	10	500,000	15				1-2 3-4	
03	2	プレス機	1	4	21	3	1,000,000	10				1-2 3-4	
04	2	CD旋盤	1	4	21	10	10,000,000	10				1-2 3-4	他市からの受け入れ
05	5	フォークリフト	1	4	20	7	1,200,000	4				1-2 3-4	中古買入れ
06	6	ターラ	1	4	20	4	800,000	5				1-2 3-4	27年5月廃棄
07	2	太陽光発電設備	1	4	27	7	5,000,000	17				1-2 3-4	
08												1-2 3-4	
09												1-2 3-4	
10												1-2 3-4	
11												1-2 3-4	
12												1-2 3-4	
13												1-2 3-4	
14												1-2 3-4	
15												1-2 3-4	
16												1-2 3-4	
17												1-2 3-4	
18												1-2 3-4	
19												1-2 3-4	
20												1-2 3-4	
小 計			7				19,900,000						

注意 「増減事由」の欄は、1.新規取得 2.中古品取得 3.移動による受入れ 4.その他にいずれかに○を付けて下さい。

種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

前年1月2日から本年1月1日までに、新たに取得した資産及び前年前に申告漏れになっていた資産を記載してください。（例：平成29年度申告対象 平成28年1月2日～平成29年1月1日）

ただし、初めて申告される方は、本年1月1日現在所有している資産を全部記載してください。

- ① 資産の種類 資産の種類は、1種から6種までを記載してください。（3ページを参照してください。）
- ② 資産の名称等 資産の名称を具体的に記載してください。
- ③ 数量 資産の数量を記載してください。
- ④ 取得年月 資産を取得した年月を記載してください。年号は次の数字で記載してください。
“平成”⇒“4”、“令和”⇒“5”
- ⑤ 取得価額 資産の取得された価額を記載してください。なお、消費税は、会計処理として税込経理処理方式を採用している場合には、それを含めた金額で記載してください。
- ⑥ 耐用年数 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に示す耐用年数を記載してください。
- ⑦ 増減事由 該当する事由の番号を“○”で囲んでください。
1：新品取得、2：中古品取得、3：移動により受け入れ、4：その他
- ⑧ 摘要 課税標準の特例が適用される資産、非課税資産についてはその適用条項を記載してください。
- ⑨ 減少資産 減少資産がある場合は、該当資産を線で引いて、摘要欄に減少理由（売却・廃棄・移動等）を記入ください。